

タイトル	エルンスト・エンゲル，もしくは「脂ぎった下僕」にならない生き方について
著者	太田，和宏；OHTA, Kazuhiro
引用	季刊北海学園大学経済論集，63(1)：1-25
発行日	2015-06-30

《論説》

エルンスト・エンゲル，もしくは
「脂ぎった下僕」にならない生き方について

太 田 和 宏

エンゲルはすでにザクセン統計局時代に、統計学とは国家と国民生活のあらゆる局面を数的に把握するだけでなく、「その因果関連を分析的に説明する科学である」と位置づけ¹⁾、統計学ゼミナールのシラバス前文においても、「一定の時間枠のなかでこの状況と制度が絶えず変化し続けることを説明（および解明？）する（Darlegung (und Erklärung?)）こと」²⁾がその課題であるとして、独立した社会科学としての役割を強調した。そのようになったとき、「我々は、諸国家の文化と文明一般について、ならびに個々の国家的制度の善し悪しについて知りたいと思えば、十分な信頼と成算をもって統計にそれを問い合わせることができる」³⁾というのである。

ではエンゲル自身は、どれほど説得的な分析的説明をおこなったのだろうか。実は『統計局雑誌』に掲載されているおびただしい数の統計表とその説明は、程度の差こそあれ、そうした役割を果たすことを目的にしているのであるが、ここではそれらのなかから典型的と思われる具体例を一つ取り上げて、統計家としてのエンゲルの実力を吟味してみよう。典型的というのは、そこでの問い合わせが国家的制度の善し悪しの評価に直接につながっているからである。

分析対象は死刑統計である。『統計局雑誌』1869年10・11・12月合併号に掲載された「死刑統計について」と題する論文⁴⁾がそれである。この論文は、まず動機を述べ、次に一つの総括表と、そこからテーマ別に作成された12の小さな表に説明を加え、最後に結論を述べるという構成になっている。執筆の直接的なきっかけについては、本稿末尾のエンゲルの釈明書に譲るとして、ここでは執筆の背景となった事情について、まず簡単に触れておきたい。

小ドイツ主義の下、オーストリアを排除してドイツ統一を実現しようとするプロイセンは、オーストリアとのつながりが深い南部諸邦をさしあたりは除いて、1866-67年にかけて北ドイツ連邦の結成を主導した⁵⁾。すなわち、プロイセン国王とプロイセン首相に連邦の大権を与え、男子普通選挙権に基づく連邦議会（Reichstag）と、諸邦の代表で構成され、立法についての最終決定権をもつ連邦参議院（Bundesrat）を国制の骨格とする憲法法案が作成され、1849年のフランクフルト国民議会選挙法にのっとって、67年2月12日に憲法制定議会選挙がおこなわれた。このとき、第一党となった国民自由党所属の候補として、エンゲルもトリーア1区から立候補して当選した。議会はさっそく憲法法案を審議して可決し、7月1日のその発効とともに北ドイツ連邦が正式に発足した。この連邦は君主連合の性格が強く、内政については諸邦の自治が強固に残った。刑法についても、連邦発足時には各邦の刑法にゆだねられていた。だが刑法には、近隣諸邦間で同一犯罪の処罰規則が異なると面倒なことが起きるといように、それ自体のなかに統一への論理が内在しているのであろう。ほどなくして連邦刑法制定の機運が起こった。

主導的な立場にあるプロイセンの場合、国内の主要部分に適用される刑法は、1794年に発布されたプロイセン一般領邦法（Allgemeine Landrecht für die Preussische Staaten）の中の一部（第二編）として制定されたものであった。だが、そこに含まれる規則、たとえば決闘や嬰兒殺しをも死刑の対象とする規則が次第に時代の風潮に合わなくなってきたことを考慮して、刑法部分の改正の必要が意識されるようになった。そしてその改正を契機として、刑法を一般領邦法から独立させて、1851年4月14日、プロイセン刑法典（Strafgesetzbuch für die Preussische Staaten）が制定され、全土に適用された。1869年に北ドイツ連邦刑法草案が起草され、審議されようとするとき、草案の土台となったのがこの刑法典であった。

こうした流れのなかで、連邦刑法草案の策定と審議に一石を投げようとしたのが、これから検討する論文なのであった。

エンゲルはまず冒頭で、執筆の動機として3点を挙げる。すなわち、

- 1) 1818-54年に下された死刑判決についての実態を報告した『統計局報告集』（*Mitteilungen des statistischen Bureaus*, 1856）の刊行以来、立法活動に対して官庁統計はより積極的な役割を果たすべきだという声が高まってきた。その流れを受けて、1869年のプロイセン下院において、統計中央委員会の活動領域を政府の法案準備にまで拡大せよというグナイスト-ラスカー提案が可決された。これによって、ある法制度を維持するか、修正するか、廃止するかという問題に立法が直面したときには、統計はその法制度について観察した結果を報告する権利を獲得しただけでなく、その義務も引き受けたのである。
- 2) 現在、北ドイツ連邦議会で審議中の刑法法案における死刑制度のような、人間存在に深くかかわる問題については、統計はそれが知りえた経験について抑制的であってはならない。連邦刑法の審議にプロイセンの経験は関係ないとか、法案の付属文書の中にすでに統計的報告が含まれているからそれ以上は必要ないというような否定的な声もあるが、それらは本稿の検討を阻むものではない。なぜならば、連邦刑法はプロイセンにも適用されるのだから、プロイセンの経験を無視すべきではないし、付属文書の統計には重要な欠陥があるからだ。
- 3) チェーザレ・ベッカリア（Cesare Beccaria 1738-94）によって死刑の廃止が提唱されて以来、この制度の賛否をめぐってさまざまな議論が展開されてきたが、経験科学としての統計学には、そうした議論の中の重要なものについて、その論拠が正しいかどうかを調べる義務がある。

このように執筆動機を示した後、エンゲルはさっそく、毎年法務省から統計局に送られてくる報告に基づいて作成した1818-65年の総括表を掲げるのだが、その分析の前に分析の難しさについて注意を喚起する。その一つに、送られてくる数字の欠損や不正確もあるが、より重要な問題として1851年刑法改正をあげる。これによって死刑に相当する犯罪の種類や概念に変化が起こっただけでなく、前後して刑事訴訟手続きも変化したためである。

I

表1は、その総括表のなかの州別の数字をカットして簡素化してある。エンゲルの分析はこうである。全48年間の死刑判決1,372件のうち、第1期（旧法時代）34年間の総数870件、年平均では25-26、第2期（新法時代）14年間の総数502件、年平均は35-36となる。だが、刑法

改正によっていくつかの犯罪種類が死刑適用からはずされたのだから、両時代をより適切に比較するためには、はずされた種類で第1期に死刑判決を下された数208件を第1期の総数から差し引くべきである。そうすると残りの総数は662件、年平均で19-20となる。その場合第2期の死刑判決は第1期の2倍近くに増えたことになる。この増加は人口増だけでは説明がつかない。年平均件数の増加は、それぞれの期間内の平均をとっているのに、人口は最も隔たった1818年と65年の2時点間をみても、69%しか増えていないからだ。

こうして、第2期における死刑判決の増加を説明するためには、いっそのこと立法面での変化のせいにしてしまいたいくらいだ。つまり、1849年1月3日の政令(Verordnung)で、刑事訴訟手続きが変更され、被告の有罪承認(Schuldigerklärung)を必要証拠にいれず、状況証拠(Indicienbeweis)で死刑判決を可能にしたからである。実際、訴訟手続き変更が発効した50年には、死刑判決は前年の26件から42件に増え、51年には60件と最高数を記録した。だからこれで説明したくなるのもわからぬではない。だが人々は死刑を愛好しているので、死刑判決が出しやすくなれば、疑わしき場合にも出すようになって、その数が増えるといえるだろうか。誰もそんなことは信じないだろう。統計が示す事実とは逆で、死刑に相当する犯罪の裁判で無罪判決が出された比率を第1期と第2期で比べれば、19%から22.5%へと増えているのである。むしろ数字の推移から見て、この兩年につづいて起こったことは、訴訟手続き変更に伴って生じた一時的な不均衡を元に戻そうとする姿勢を正当なものとする見ることではなかったか。それを示すのが表2のライン州の数字である。同州は変更後の手続きをすでに第1期のうちに採用していた州で、第1期の全死刑判決に占めるシェア37.5%という際立った数を、第2期にはしかるべきレベルに下げて、不均衡を是正しているのである。

したがって、第2期に生じた、ライン州での死刑判決の減少と、他州での著増の原因をもっぱら訴訟手続きの変更を求めることはできないのであって、別の原因に帰されねばならない。たぶんそれは重大犯罪の増加なのだろうが、手元の資料からはそれを確認することも否定することもできない。同様に明言できるのは、人口増加にもかかわらず、(死刑制度のおかげで)重大犯罪が著しく減少したという、刑法法案主旨説明が展開する主張は、なんら証明されていないということだ。次にそれを検討しよう。

表3と表4は、殺人と故殺(Todsschlag 計画的でない殺人)だけを取り上げて、第1期と第2期の審理件数、死刑判決、件数に対する死刑の比率を比較したものであるが、これだけから重大犯罪の減少を見るのは早すぎる。第1期と第2期の間では「審理」(Untersuchung)という概念が大きく変化したためである。すなわち、第1期では殺人・故殺の告発が受理されてはいるが、予備捜査(Vorermittelungen)ののちに起訴不能と判明したケースも含まれているのに対して、第2期では予審(Voruntersuchung)ののちに起訴へといたり、陪審員の前で審理されたケースのみが記載されることになっているのである。こうしたことを考慮したうえでなお、重大犯罪が減少したといえるかどうかは、不明だというのがもっとも正しい。ただし、もしも、重大犯罪件数あたりの死刑判決の比率に、目だった変化はなかったと仮定することが許されるならば、第1期に対する第2期の死刑判決の増加に見合った形で、重大犯罪も増加したと推論できる。この場合、死刑制度の見せしめ効果を支持する人々の間に見られる犯罪増加への懸念が、1851年新刑法典によって公開処刑が実施されなくなった事実と結びついたら、実に由々しき結論へといたらざるをえない。すなわち、見せしめ効果のために死刑が維持されるべきであるならば、処刑は公開でおこなわれなければならない、と。

表

		1818年	1819年	1820年	1821年	1822年	1823年	1824年	1825年	1826年	1827年	1828年	1829年	1830年	1831年	1832年	1833年	1834年	1835年	1836年	1837年
A. 国王の裁可を求めて上申された死刑判決	全体	17	24	21	25	20	27	22	15	16	24	29	17	18	22	28	30	21	36	22	32
	男	14	19	14	21	16	23	14	11	14	19	21	12	14	19	20	28	16	26	14	25
	女	3	5	7	4	4	4	8	4	2	5	8	5	4	3	8	2	5	10	8	7
有罪の理由																					
I. 国家反逆罪																					
II. 殺人																					
男	4	12	6	9	12	3	8	3	5	7	4	5	3	8	2	4	5	8	8	7	
女	1	2	4	2	1		4	2	1	2	3	3	3	2	4			6	3	2	
III. 放火																					
	2	2	2		1	6	2	1	4	8	2	1	5	1	1	2	3	3	1	4	
IV. 強盗殺人																					
	3	3	4	7		6	2		2	2	8	3	3	2		2	5	1	1	1	
V. 故殺																					
	5	2	1		1	6	2	3	3	2	4	3	3	3	6	3	2	8	4	8	
VI. 嬰兒殺し																					
	2	3	3	2	3	3	4	2	1	3	2	1	1	1	4	2	4	3	5	4	
VII. 強盗・窃盗																					
				5	1						4	1		2	3	15				6	
VIII. 通貨偽造																					
			1		1	3		4				1		3	8	2	2	7			
IX. 決闘																					
												1									
B. 執行と裁可された死刑判決	全体	9	8	12	14	5	10	12	4	5	7	12	5	4	9	2	2	2	7	4	4
	男	9	6	10	13	5	10	11	2	5	6	9	4	4	8	2	2	2	6	4	3
	女		2	2	1			1	2		1	3	1		1				1		1
有罪の理由																					
I. 国家反逆罪																					
II. 殺人																					
	2	5	8	8	4	2	8	3	2	4	3	2	1	6				5	4	1	
III. 放火																					
	1																			1	
IV. 強盗殺人																					
	3	1	4	6		4	2		2	1	7	2	3	2		2	2	1			
V. 故殺																					
	3	2			1	4	2	1	1	2	2	1		1	2			1		2	
VI. 強盗・窃盗																					
C. 恩赦による死刑執行の回避	全体	8	16	9	11	15	17	10	11	11	17	17	12	14	13	26	28	19	29	18	28
	男	5	13	4	8	11	13	3	9	9	13	12	8	10	11	18	26	14	20	10	22
	女	3	3	5	3	4	4	7	2	2	4	5	4	4	2	8	2	5	9	8	6
有罪の理由																					
I. 国家反逆罪																					
II. 殺人																					
男	2	9		2	8	1	1	2	3	4	2	3	2	3	2	4	5	4	4	7	
女	1		2	1	1		3		1	1	2	3	3	1	4			5	3	1	
III. 放火																					
	1	2	2		1	6	2	1	4	8	2	1	5	1	1	2	3	3	1	3	
IV. 強盗殺人																					
		2		1		2				1	1	1					3		1	1	
V. 故殺																					
	2		1			2		2	2		2	2	3	2	4	3	2	7	4	6	
VI. 嬰兒殺し																					
	2	3	3	2	3	3	4	2	1	3	2	1	1	1	4	2	4	3	5	4	
VII. 強盗・窃盗																					
				5	1						4	1		2	3	15				6	
VIII. 通貨偽造																					
			1		1	3		4				1		3	8	2	2	7			
IX. 決闘																					
												1									
D. 裁可前に解決したもの																					
1. a 自殺																					
b 自然死																					
2. ロシアへの引き渡し																					
E. 未裁可のもの																					

表2

	プロイセン	ポーゼン	ブランデンブルク	ボンメルン	シュレーゲン	ザクセン	ヴェストファーレン	ライン・プロヴィンツ
第1期	13.7	5.6	12.7	5.3	14.6	7.3	3.3	37.5
第2期	16.6	12.4	16.0	6.6	25.8	10.4	4.8	7.4
その変化	+2.9	+6.8	+3.3	+1.3	+11.2	+3.1	+1.5	-30.1

表3

	1833年	1834年	1835年	1836年	1837年	1838年	1839年	1840年	1841年
審理件数	385	346	408	253	229	224	163	224	248
死刑判決	7	7	22	15	17	8	14	11	9
その比率(%)	1.82	1.77	5.39	5.89	7.42	3.57	8.59	4.91	3.63

表4

	1857年	1858年	1859年	1860年	1861年	1862年	1863年	1864年	1865年
審理件数	161	119	105	129	122	154	136	143	142
死刑判決	36	32	25	21	36	36	27	37	39
その比率(%)	22.36	26.89	23.81	16.28	29.51	19.48	10.86	23.77	26.06

II

表5によれば、国王の裁可を求めて上申された全死刑判決のうち、執行せよと裁可されたのは449件にすぎず、889件が恩赦により自由刑に変更された。この数的関係は、さらに以下の重要な真実を示している。

a) 執行の率は、全期間を通じて32%、第1期で28%、第2期で39%、恩赦の比率は、それぞれ64、70、56%となる。全期間でみれば、3人のうち2人が免除され、1人だけが処刑され、第2期についてみれば、少し変化して、5人のうち2人が処刑されたことになる。これらは全体として、重大犯罪を企てた者にとって、処刑されない確かなチャンスがあるということを意味する。犯行の瞬間にこうした期待が浮かぶ危険性が生じる。このことは、この刑に期待できる唯一の効果、すなわち予防効果を減殺し、見せしめ効果が奪われることになりかねない。この効果のゆえに死刑を維持したいというならば、この効果が奪われることを座視してはならない。つまり、恩赦への期待を排除しなければならない。それは国王恩赦権の制限によってのみ可能となろう。だが、恩赦権は国王の最も価値ある大権である。すなわち、生死が問題となるとき、それを決する権限を制限するということは、国王から最も美しい宝石を奪うことを意味する。それは不可能だ。

(以下がのちに特に問題視されたII. a) 第2パラグラフである — 筆者) それゆえ、法定罰としての死刑をなくすのはきわめて賢明なことなのだが、この文脈でそれを支える論拠はほかにもある。恩赦がきわめて多く、その結果、法の下で決定された死刑の執行が著しく少ないということ自体が、死刑には許容しがたいところがあるということ、王権自らが暗黙のうちに告白していることになるのである。その告白は、国民のなかの、法と判決への信頼を揺るがし、反対効果(抑

表 5

	死刑判決					執行					恩赦				
	計	男		女		計	男		女		計	男		女	
		件数	%	件数	%		件数	%	件数	%		件数	%	件数	%
1818-1865年	1372	1050	76.53	322	23.47	449	388	86.42	61	13.58	889	631	71.11	258	28.89
1818-1851年	870	658	75.63	212	24.37	249	219	87.95	30	12.05	613	433	70.64	180	29.36
1852-1865年	502	392	78.09	110	21.91	200	169	84.42	31	15.58	280	202	72.14	78	27.86

表 6

	執行の比率			恩赦の比率		
	総比率	男	女	総比率	男	女
1818-1865年	32.58	36.79	18.88	64.95	63.37	79.88
1818-1851年	28.46	33.03	14.15	70.06	65.01	84.91
1852-1865年	39.8	43.19	27.93	56.00	51.97	70.27

止ではなく促迫)を生み出しかねない。なぜならば、恩寵は不正防止には役立たないからだ。それどころか恩寵のあらゆる行為は、法の安全への攻撃を含んでいる。なぜならばそれによって、法に基づいて下された刑が、不当とまではいえないにせよ、厳しすぎると宣告されるからである。それゆえ、毎年増え続けている恩赦は、死刑はそもそも正当であり人間的であるのかという疑念が増していることの証拠なのである。

b) 恩赦は両性の間で平等ではない。女性にはるかに多く断頭台から逃れている(表5, 表6)。女性の恩赦全258件のうち180件が第1期で、そのうち113件が嬰兒殺しであった。この恩赦の多さと、51年刑法典が嬰兒殺しを死刑対象からはずしたことは、同じ洞察に基づいている。すなわち、未婚妊娠の惨状、援助不足、心の動揺などに対する同情である。つまりこの恩赦は、犯された行為の性格によるものであって、人によるものではない、というる。

それ以外の女性の犯罪については、女性なのだから刑が軽くされるべきだとの意見もあるがそれには根拠がなく、むしろ現実には、より気質がやさしく流血を好まない女性が人を殺したのだからと、男性よりも重い刑を受ける傾向にある。だがそれにもかかわらず、嬰兒殺し以外の犯罪でも、女性は男性よりも多く恩赦を受けている。すなわち、第1期の恩赦数から嬰兒殺しによる恩赦数を差し引けば、(男性の場合の大幅減と違って)むしろ恩赦は増えているのである。

c) 死刑判決を受けた者がその罪を認めたかどうかは、恩赦にとって決定的ではないように見える。旧刑法では自白なしの場合、ほとんど死刑にならず、新刑法によって裁判官の心証が決定的になったという状況変化があって、第1期については自白なしの死刑の資料はない。第2期については表7が示す。自白者100人あたりで恩赦62%、執行37%、自白なしでは恩赦66%、執行33%となる。これは有意の差とはいいがたい。なぜなら自白なしの場合に、国王がいくらかの躊躇を示すのは自然なことだが、それでも差はこの程度だからだ。このことは、多くの著名な弁護士が、恩赦への権利が大きくなるからといって、依頼人を事実争いの場にとどませようと努力しているのは誤りだとはっきり示している。

d) 死刑判決が上申されてから国王が裁可を下すまでに、かなりの日数がかかる。54-67年についてだけだが、表8がそれを示す。406件中191件は不明。最初の6ヶ月で処理されるのは、

表 7

	1854 年	1855 年	1856 年	1857 年	1858 年	1859 年	1860 年	1861 年	1862 年	1863 年	1864 年	1865 年	1866 年	1867 年	合 計	
															件数	%
a) 自白あり	16	21	22	26	10	17	19	19	15	21	27	7	12	3	235	57.88
そのうち																
恩赦	3	5	4	15	10	16	11	19	10	17	19	6	11	1	147	62.56
執行	13	16	18	11		1	8		5	4	8	1	1	2	88	37.44
男	11	13	14	9		1	7		5	4	7	1	1	2	75	
女	2	3	4	2			1				1				13	
b) 自白なし	10	17	13	20	15	9	14	14	10	11	16	7	10	5	171	42.12
そのうち																
恩赦	2	6	4	7	15	7	13	13	9	6	14	6	9	2	113	66.08
執行	8	11	9	13		2	1	1	1	5	2	1	1	3	58	33.92
男	6	9	7	10		2			1	4	2	1	1	1	44	
女	2	2	2	3			1	1		1				2	14	

表 8

国王の裁可が 下るまでの月数	1854 年	1855 年	1856 年	1857 年	1858 年	1859 年	1860 年	1861 年	1862 年	1863 年	1864 年	1865 年	1866 年	1867 年	件数
2-4 か月	2	5		3	2	1	1				3	1			18
4-5 か月	2	1	4		1	2	1	3	3	1		2			20
5-6 か月	4	12	2	6		3	4		1	5	4	1			42
6-8 か月	1	2	7	5	4	1	1	4	1	6	6	2			40
8-10 か月		1	4	6	6		3	3	1	1		1			22
10-12 か月	1	4	1	3	2	2	3	3	1		4		1		29
12-15 か月						3	1	1			1		5		11
15-18 か月				1	1	1			2		2		1		8
18-21 か月				2		2	2		1	1			1	4	13
21-24 か月													4	1	5
24-27 か月						2							2		4
27-30 か月											1		1		2
30 か月以上														1	1
不 明	16	13	17	20	8	10	17	19	15	18	21	7	7	3	191
計	26	38	35	46	24	37	33	33	25	32	42	14	22	9	406

ほとんどが疑問の余地なく恩赦にふさわしい事件だけである。この期間（54-67 年）に疑問の余地なく立証された死刑判決のうち、被告が検察に全面自供したのは 2 件だけだった。非自供事件で立証に疑問が残る場合には、王の裁可は、最終的には下されたにせよ、かなり長く躊躇された。ここからわかるのは、王は死刑判決に署名する職務をつねに重大だとみていること、そしてまた、死刑の免除と執行との間で長いこと揺れ動き、最後には公正と正義を成り行きに任せることを自己の義務とみなすことになるにしても、魂の葛藤に直面せざるをえないということである。

しかしながら、この重い決定には、もうひとつ、あまり重いとみなされていない弊害が結びついている。それは、死刑囚が長い間、恩赦か処刑かというはざままで生きることである。長期にわたって執行人の剣が首のう上で揺れ動き、いつ落ちてくるとも知れないこの責め苦は誰にもわからない。いずれにせよ、実際の死よりもはるかに大きな罰にちがいない。そう、自殺を考えさ

表 9

犯罪の種類	上 申 件 数			恩 赦					執 行				
	1852-1857 年	1858-1865 年	増減	1852-1857 年		1858-1865 年		増加 ポイント	1852-1857 年		1858-1865 年		減少 ポイント
				件数	%	件数	%		件数	%	件数	%	
夫婦間殺人	25	26	1	4	16	19	73.08	57.08	21	84.00	7	26.92	57.08
親の故殺	2	2				2	100.00		2	100.00			
親殺し	2	5	3			2	40.00		2	100.00	3	60.00	40.00

せるほど大きな。厳しい監視にもかかわらず相当数が自殺している事実がこの推察を裏付ける。この責め苦の長さを決める法も判例も存在せず、短縮するためには自殺するしかないのだ。このことの不当性は、恩赦された者にとっては、死刑を宣告されたにもかかわらず生かされた生命が、希望と恐怖の間で過ごした時間に対する豊かな代償を提供することによって、解消される。だが、執行された者にとって代償はない。恩赦を求めることで猶予を作り出しても不正ではないが、恩赦を求めない場合には、せめて法的に決まった期間が存在すべきである。

e) 表9は家庭内殺人の扱いについて、細かくわかっている第2期についてのみ、しかも現国王の摂政期(52-58)と国王即位後(58-65)に分けて掲げている。表が示しているのは、現国王の統治開始とともに、家庭内殺人での処刑は激減し、カテゴリーによっては消滅したということである。家庭内殺人は、一般の殺人とは違って、その量刑を判断するに当たって、それが血のつながりを不自然に絶ち切り、夫婦間の誠実の誓約を不名誉さきままる形で傷つけることをも考慮して、厳しく判断されてきた。しかるに、この異常なケースで死刑無しで済ますことができ、恩赦の方法で死刑が免除されうるならば、すべての殺人事件について死刑は安心して廃止してよいことになる。そのことは、61年-65年に国王に上申された全死刑判決の有罪根拠を示す表10をよく眺めれば、浮かび上がってくるのではないだろうか。

f) 死刑を科さずに刑務所に収容し続けるのは、コストがかさむという主張があるが、もしも実際に処刑された440人のうちにたった一人でも無実の人がいたならば、そこで失われた正義は計り知れないほど大きく、金銭と比べられるような性質のものではない。

III

刑法学者の間では、死刑制度は教育水準の最下層の人々には有効な制度であり、いま死刑をなくすには国民の教育程度がまだ不十分だという考え方が根強い。この考えに基づけば、教育水準の高い地域では、それにある程度応じた形で、重大犯罪や死刑判決が減少することになるはずだ。それを検討する素材となるのが、表11と表12である。表11は国王に上申された死刑判決の州別の件数を示し、表12は、それぞれの時期の死刑判決数で各期の中間年の州人口数を割ったもので、死刑判決1件あたりの人口数を示す。全期間では1件あたり54万人、第1期は α で51万人、 β で62万人、第2期は49万人が全州の平均で、この数が少ないほど人口あたりの死刑判決は多かったことになる。経験に基づけば、ザクセン州の教育程度が最も高く、スラブ的要素を抱えるプロイセン州、ポーゼン州、シュレージエン州は最も低いレベルにあるというのは周知の事実だ。だが、表からは死刑判決の増減と教育程度の因果関連は浮かび上がらず、明らかに別の事情が決定的であることがわかる。たとえば、第2期におけるライン州の急激な減少は、同州では

表 10

	年 齢 別												合 計	
	20歳未満		20-29歳		30-39歳		40-49歳		50-59歳		60歳以上			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	件数	%
I. 物的理由														
1. 強欲と私利	2		26	2	21	2	9		2	2	3	2	71	40.57
2. 困窮				8		2							10	5.71
II. 性別的理由														
3. 結婚の障害の除去														
a) 配偶者			6	1	4	5	1	2			1		20	11.43
b) 連れ子			1	2									3	1.71
c) 同意を拒む親			1					1					2	1.14
4. 性の衝動					1		1				1		3	1.71
III. 異常な精神状態														
5. 憎悪														
a) 配偶者への			3	2	2	3		1					11	6.29
b) かつての恋人への			3								1		4	2.29
6. ねたみ, 嫉妬			2				1						3	1.71
7. 憎悪, 敵意, 復讐心	3		12		7		3	2	2	1		1	31	17.71
8. 政治的な妄想	1		3										4	2.29
9. 人格崩壊				1	1								2	1.14
10. 自暴自棄				1	1	1							3	1.71
11. 発覚への恐怖	1		1		1		2		1				6	3.43
IV. 逃亡の障害の除去			1										1	0.58
V. 不明					1								1	0.58
計	7		59	17	39	13	17	6	5	3	6	3	175	100.00

表 11

	国王の裁可に回された死刑判決									
	全国	プロイセン	ポーゼン	ブランデンブルク	ボンメルン	シュレージェン	ザクセン	ヴェストファーレン	ライン・プロヴァンツ	
a) 全期間	1372	203	111	191	79	258	117	53	360	
b) 第1期										
α. 嬰兒殺し・通貨偽造を含む	870	119	49	111	46	128	65	29	323	
β. 嬰兒殺し・通貨偽造を含まない	723	103	39	102	39	107	61	23	249	
c) 第2期	502	84	62	80	33	130	52	24	37	

死刑廃止運動が活発に展開されて、国民および陪審員に浸透し、陪審員がそれまでの有罪か無罪かの判断だけでなく、死刑適用の是非にまで関与するようになったという事情が、大きくかわっていると考えられる。

表 12

	全 期 間		第 1 期			第 2 期	
	人 口 1842 年	一死刑当たり の人口数	人 口 1834 年	一死刑当たりの人口数		人 口 1852 年	一死刑当たり の人口数
				α の場合	β の場合		
プロイセン	2406380	568996	2045011	579420	668561	2744500	462928
ポーゼン	1290187	557919	1109925	770152	967627	1417155	320003
ブランデンブルク	1935107	486309	1605217	491688	535073	2329996	407749
ボンメルン	1106350	672213	921284	680948	803171	1328381	563556
シュレージェン	2948884	550764	2513570	667667	798704	3269613	354842
ザクセン	1683906	696789	1465938	778779	844778	1910062	514247
ヴェストファーレン	1421443	1287344	1283142	1504373	1896819	1566441	913757
ライン・プロヴィンツ	2679508	352377	2309341	239377	310346	3096629	1171697
国	15471765	540105	13253428	514990	620684	17662777	494558

IV

最後に、死刑を廃止すれば犯罪が増えるという主張の当否が検討されなければならない。そのための格好の材料を提供してくれるのが、51年に死刑が廃止された嬰兒殺しの犯罪である。嬰兒殺しを犯しうるのは、概念上は未婚の母のみである。だから、その増減を見るには、人口数を基準にするよりも、婚外出生数に対する関係に着目したほうがより正しく判断できる。なぜならば、婚外出生数が小さければ小さいほど、嬰兒殺しの機会は少なくなるからである。

第1期と第2期のそれぞれ9年間について、婚外出生数と嬰兒殺しの関係を見たのが、表13である。この表からまずいえるのは、数字の増減に何らかの規則性を読み取ることはできないということである。ただし、第1期では36年から嬰兒殺しが急激に減少したことで、第2期では56年から上昇したことが確認できるが、それには制度上の変更が大きくかかわっていると考えられる。前者は、36年にこの犯罪の定義の変更がおこなわれて、それまで計上されていた多くの

表 13

	第 1 期			第 2 期			
	婚 外 子	嬰 児 殺 し	嬰 児 殺 し 一件当たりの 婚 外 子		婚 外 子	嬰 児 殺 し	嬰 児 殺 し 一件当たりの 婚 外 子
1833 年	37551	165	228	1855 年	42965	38	1132
1834 年	40750	161	253	1856 年	45939	61	753
1835 年	37999	181	220	1857 年	54260	70	775
1836 年	38162	71	538	1858 年	61596	66	933
1837 年	39501	69	572	1859 年	63306	70	904
1838 年	39973	57	901	1860 年	60593	62	977
1839 年	39931	38	1051	1861 年	60151	63	955
1840 年	40948	43	952	1862 年	58837	67	878
1841 年	42129	63	669	1863 年	67440	89	758

ケースが排除されたことでもたらされ、後者は、1854年4月24日の妊婦に不利な法律施行が影響していると見られるからである。そのうえでこの表において注目すべきは、41年と55年の数字の関係、および55年と56年以降の関係である。それらは第1期に比べて第2期前半の相当の減少を推測させるとともに、56年以降の数字についても、決して増加したことを証明する数字にはなっていないということだ。

時間不足で十分に論じつくしたわけではないが、以上の検討からえられる主たる結論は次のとおりである。

1. 死刑が適用されうる犯罪の種類は減少したが、そのことで道徳が悪化したとか、当該犯罪が増加したとかの事実はない。それゆえ、国家の存続は死刑の維持によってのみ保障されるという考えは否定される。
2. 観察期間中、死刑判決は恩赦のせいではずかし執行されず、刑の脅しはたまにしか実行されなかった。自由・無制限の恩赦権のもとで死刑を維持するということは、期待されるものの反対効果を生まざるをえない。すなわち、脅しの代わりにその行為へと誘惑する作用である。
3. 多数の恩赦によって、最悪犯罪の1/3しか最高刑が適用されていない。これは法の下での正義理論(Gerechtigkeitstheorie)に反する。
4. 判決と執行の間の長さが異なることに、心理的責め苦が加わることで不平等が生じている。法によってこれを調整しようとすれば、恩赦権を制限せざるをえないが、それは不可能だ。この事情も死刑の維持に反対する理由となる。
5. 死刑に相当する犯罪種類が減らされているように、趨勢として死刑は減少する方向にある。それが進めば、処刑せずに刑務所で生かしておくことで生ずるコストは少なくなる。そうなれば、経済的な考慮から死刑維持を主張する人々にとっては、金銭の尺度を正義・宗教・道徳の最高度の問題にあてがう根拠が薄弱になる。
6. 死刑判決の執行義務は、いつの時代でも、当局者の重い内的葛藤を引き起こす。その結果、恩赦権が認められている国家元首にとっては、この葛藤を避けたいばかりに、恩赦への愛好が強まる。

以上が「死刑統計について」論文のあらましである。とある時代のとある問題についての論文紹介にしては、いささか長くなりすぎた。が、それには理由がある。その一つは、冒頭で述べたように、エンゲルの統計家としての手腕を一度見ておくことである。恩赦の犯罪促進効果など、一部に疑問が残らぬではないが、全体として緻密で説得力あるこの論文から伝わってくるのは、エンゲルが死んだ数字を扱う技術者などではなく、統計家、教育者、啓蒙主義者などこれまでみてきた諸側面を一人の人格においてみごとに融合した人であり、ヒューマニズムを根底にすえつつ、時の問題に果敢に立ち向かう人だということである。文は人なりとはよくぞ言ったものである。もう一つの理由は、この論文とその後の扱いがある騒動を引き起こし、エンゲルの身に再び切迫した危険が降りかかってきたことである。攻める側と守る側の論拠の妥当性を判断するためには、発端となったこの論文についてある程度正確に理解しておくことが不可欠なのである。騒動の始まりはこうであった。

のちの釈明書が示すように、この論文を書くために必要な欠落資料が法務省から届いたのは、1869年12月12日であった。2人の統計学ゼミナール員の協力のもとに、それから資料を整理・

加工し、分析を加え、論文にまとめるには、どんなに早めに見積もっても、年末ぎりぎりまではかかったはずである。事実、作業の発端となったベルナン判事からの注文に応じて、出来上がった印刷前の資料を送ったのが、70年1月6日である。原稿は『統計局雑誌』69年度末の10・11・12月合併号に掲載するために印刷所にまわされたので、刷り上りは2月中のことだったと思われる。

そうこうするうちに、連邦議会において北ドイツ連邦刑法法案を審議する第2読会（条文の逐条審議を課題とする）が2月下旬から始まった。3月1日には第2回審議が開催され、法案の導入部（第1条—第10条）が議題とされた。ここでの最大のテーマは、第1条に明記されている死刑を維持するかどうかであった。各党の有力議員数名がそれぞれ賛否の意見表明をおこなっていると、連邦首相として臨席していたビスマルクが発言を求め、次のような主旨の演説をおこなった⁶⁾。

1. これまでの討論を聞いていると、私（ビスマルク）は、死刑の反対派がこの世の生の価値を、そしてまたそれが死によって終わることを、過大に評価しているという印象を受ける。死はひとつの生から別の生への移行にすぎない（*mors janua vitae* 「死は生への入り口」）ということ信じない者（私は信じているが）にとっては、この世の生とその大いなる喜びは、死によって永遠に失われるがゆえに、生き続けることに拘泥しているが、私はそのような感覚にはついてゆけない。
2. さらに私は、反対派は犯罪者を大切に、いけにえの不正から守ってやるのだという病的な性向に導かれているという印象を受けたのだが、そうすることで逆に、平和的市民の多数を犠牲者に追いやるのは正当ではない。キリスト教信仰に基づく父祖伝来の良俗を維持することで、近年では犯罪が減少し、市民の保護が前進しているのである。（死刑の見せしめ効果に関するこの主張は、前掲論文第Ⅱ節で厳しく批判されたところである。）我々は、抑圧のための死は認めないが、予防のための死を許す点では一致しているはずだ。ところが、反対の諸君は財産保護のための死は否定しないのに、その予防のための死を認めようとしな。牛疫に感染した人間が、感染を広げる恐れがあるのに法に従わない場合は、当局は撃ち殺してよいことになっているではないか。さらに現代では、人々の生活を守り、発展させるために、鉱山で、鉄道で、工場で多くの人が死んでいるではないか。
3. では、反対派はなぜ犯罪者を守ろうとするのか。反対派はおもに法律家であって、死刑反対運動の起源は彼らのなかにある。とりわけ判事や陪審員は法廷で個々の犯罪について具体的に検討するために、情状を酌量しやすくなる立場にある。だが私は彼らが死刑に反対する理由を別の事情に求めたい。それは、納得して死刑を評決し、言い渡すべき責任の前でひるむことである。これは我々の時代の宿痾の一つであり、社会のいたるところに、そう、王権にいたるまで侵入している。（どうやらビスマルクは恩赦の乱発には反対だったらしい。見せしめ効果の支持者としては主張が首尾一貫していたことになる。）死刑の宣告を避けたいとするこの心理を、私は弱さとしか言いようがない。私は彼らに対して、与えられた崇高な使命の前でひるむな、と望みたい。

まったく次元の異なるものを対比させたり、相手にすぐ（唯物主義者を示唆する）レッテルを貼ったり、議論をすりかえたりする一方で、保守的な信念をアピールする点では堅固な言説をも見せていて、保守的な権力主義者というのは、どうやらいつの世も鼻持ちのならないものよう

である。しかしながら、そのような勇み足じみた演説の内容がかえって、この演説は当日何人かの議員によって展開された自由な意見表明の一環にすぎなかったという、のちのエンゲルの主張を裏付けているようなのである。

この日の審議では、法案第1条にある、凶悪な犯罪者は「死によって」(mit dem Tode) 罰せられる、の「死によって」の箇所を維持するか、削除するかについて、最後に採決がおこなわれた。結果は、199人の議員のうち、維持81人、削除118人であった。エンゲルはもちろん削除に賛成した⁷⁾。しかしそのことに何の拘束力もなかった。

だが、この問題をめぐってのエンゲルの本当の物語はここから始まる。エンゲルはこともあろうに、2月中には刷り上っていた「死刑統計」論文の別刷りを、この日、議場において全議員に配布したのである。職階の上では内務省の一局長にすぎない役人が、連邦かつプロイセンの首相の発言を、統計的な根拠に基づいて、その場で真っ向から否定するというのは、蛮勇といえはいえなくもない。だがエンゲルにとっては、統計とは国家と国民について「できるだけ完璧で忠実な解剖学的画像を作成」⁸⁾することであり、その像が正しければ正しいほど「公的福祉を目指すすべての努力の基礎」⁹⁾となるのであって、統計は「何物にもひるまず、買収もされない」¹⁰⁾ 道具でなければならなかった。だからかねてより公言していることを実行したにすぎなかったのである。立場を代えてこれをみれば、それまでは小生意気な役人がいると高みから見下ろしていたビスマルクにとって、その役人が突如として自分の舞台の上に、強力な武器を携えて登場し、挑んできたのであった。これが「鉄血宰相」ビスマルクの逆鱗に触れないはずがない。

プロイセン閣僚会議は議事録を残さない決まりになっていたから、ビスマルクがオイレンブルクに対してどのような形でエンゲルの責任追及を迫ったのかについて知る手がかりはない。だからこの点は想像をめぐらすより他はない。だがその圧力が尋常なものでなかったであろうことは、事件から1ヵ月後に起草された、オイレンブルクからエンゲル宛ての訓令(Erlass)の文面からうかがうことができる¹¹⁾。

この文書は削除と書き込みが多く、きわめて錯綜した形で残されていて、そのこと自体、問題の複雑さと内務大臣の心の揺れを映し出しているようなのである。5ページからなる文書の初めには、1870年4月3日の日付が付けられているが、4月の文字の上に太い実線が書き加えられて、そのうえに5月と訂正されている(資料1参照)。次にエンゲル宛ての宛名書きが記され、そのすぐ下に異なる筆跡で、「自筆で訂正する」旨の注意書きと訂正用の実線があり、その横に「Ez」(zu Eulenburg)という内務大臣の署名が添えられている。秘書か腹心の部下に当たる役人が内相の指示のもとに原文を書き、それを内相が自ら添削したものと思われる。添削は大小多岐にわたり、抹消箇所には読み取れない部分も残るが、ここでは文章の含意をあまり変えない小さな訂正については訂正後の文章を採用し、エンゲルに対する基本的な指令とメッセージにかかわる部分については、原文とその訂正・抹消も織り交ぜながら、内容を把握していきたい。

文書はまず、何が問題であるかを指摘する(《 》は要旨、「 」は全訳を示す)。

《『統計局雑誌』1869年10, 11, 12月合併号に掲載された「死刑統計について」と題する論文は、死刑の廃止を目的としており、現在連邦議会で進行中の刑法法案審議において展開されている死刑維持の主張を否定しようとするものである。そのうえ、目的追求のために議員に論文別刷りを配布することまでしている。》

問題はそれにとどまらず、その内容が死刑を維持するという政府方針に反していることだとし、それを次のように論証する。

《論文が配布された時期は、連邦参議院とプロイセン政府が、死刑を維持する立場に立つという点で、もはや疑いが生じえなくなったときである。なぜならば、3月1日の連邦議会において、連邦首相氏がきわめて明確にその立場を説明したあとだからである。そうした状況の下で、王国役人が編集する機関紙において、この見解を否定しようとする説明(Auseinandersetzung 原文では「アジテーション」Agitationとなっていた)に出くわすのは、実に奇異な感じがせざるをえない。それは、既存の統計を再構成し、その結果を説明するという次元にとどまってはならず、幅広い考察を妨げるところまで移行していて、さらには現行法制度とその付属物を、したがってまた王国政府をも、打ち倒そうとしている(bekämpfen 原文では「疑いをかける」verdächtigen)。とりわけそのことを示しているのは、論文の第Ⅱ節、a)項、第2パラグラフと結論の一部であり、それらによって王国政府の立場に対する敬意が傷つけられている。》

最後の箇所は、恩赦権にかかわる叙述である。とにかく、政府が方針を決定した後でこのような論文を配布するのは、反政府的行動だというわけである。ここでは、「アジテーション」という強烈な単語が穏やかなものに変えられているかわりに、「嫌疑をかける」が「打ち倒す」に強められていることが注目される。前者は品位のないレッテル張りを避けようとしたものであり、後者は、このような文書を出さなければならなくなった内相が、事態をどれほど厳しく捉えているのかを示そうとしたものと考えられる。

続く12行に及ぶ二つの文は、2本と3本の斜線によって全文抹消されている(資料2)。復元すると次のようになる。

「私は、下位の役所や役人がこのような仕方で行動することを、しかもその目的達成のために、彼らの職務上の使用と官庁的な利用のために申し分なく作られた資料を利用することを、許すわけにはいかない。それどころか、連邦議会議員への論文配布を手配したのが貴殿だと判明したからには、私は、この件と雑誌へのその発表について、貴殿に十全たる責任をとってもらわなければならない。」

全体にきわめて強い調子であるうえ、前の文は良心の自由・学問の自由にかかわるし、後の文は最後通告のようなので削除したのであろう。「十全たる責任」とは、エンゲルを罷免することによってビスマルクに陳謝することを意味していた、と理解するのが順当と思われるからである。次にオイレンブルクは、かつて内相シュヴェリーンがエンゲルを叱責するために出した訓令を引き合いに出す。

《すでに1861年11月9日の訓令において、貴殿は以下を指示されている。すなわち、統計局の出版物はおのずから官庁的な性格を持つこと、その結果、その内容と形式について客観的で思慮深い姿勢をとることが必要なこと、さらにそこから、既存の国家制度に対する攻撃や意図的な敵対と解釈されうるすべてを避ける義務が生じるということである。貴殿はこの通告を

繰り返し読んだはずなのに、いま進行中の件においても等閑に付した。》

最後のページでは、再度の叱責を示す原文を大幅に削除したうえ、欄外に次の指示を書き加えて、オイレンブルクの訓令は終了している（資料3）。

「貴殿が連邦議会議員への論文配布を手配したことをも考慮して、貴殿がこの文書をどのように正当化できると考えているのか、説明を切に求めたい。同時にまた、配布された別刷りの費用がどのようにまかなわれたのかについても、報告を求めたい。」

かつて、シュヴェリーンの訓令では、厳しい文面のなかにもそれなりの配慮、そういつてよければ思い遣りが感じられたのに、オイレンブルクの場合は、「本当に怒っている」という感情が伝わってくるかのようだ。ビスマルクの圧力の前に、苦渋の判断に直面していたにちがいない。だが、原文から成文までの1ヶ月の時間のなかで、それをぎりぎりのところで抑制し、エンゲルの釈明を待つという姿勢にいくぶん軟化したものと思われる。おびただしい加筆と削除のあとがそのことを物語っている。

エンゲルはこの訓令を、5月3日からそう遠くない日に見たはずである。だがすぐに釈明文を提出することはしなかった。頭書きには「至急！」(sofort!)とあるにもかかわらず、1ヶ月以上も放っておいたのである。その間にエンゲルが何を考えていたかは知る由もない。が、上司の命令に長く従わなかったということ自体が、事態の深刻さを物語っているのではないだろうか。逆にオイレンブルクにとっては、強いストレスを感じながら作成した文書に、相手がすぐに応えないままにいるのだから、我慢ならないものがあつたらう。ひと月余りがすぎた6月下旬、オイレンブルクはついに催促するという行動に出た。5月3日付け訓令をエンゲルに再提示するよう、内務省高官に指示したのである。6月22日の日付で高官は指示通りに再提示する旨、内務省文書に記録した。その文書の余白部分にオイレンブルクはエンゲル宛ての指令を、6月23日付で書き込んだ¹²⁾。

「『統計局雑誌』に掲載された論文「死刑統計について」に関して、私が出した5月3日付の訓令にできるだけ速やかにけりをつけてほしいと、私は貴殿に切に求める(ersuchen)。」

こうしてそれから6日後、エンゲルの釈明文が提出された¹³⁾。エンゲルの書く公文書は小さく几帳面な美しい文字で、途中で乱れるようなこともなく、整然と書かれているのがつねだが、それが今回は12ページに及んでいた。2度目の訓令から数日間をかけて、決然とした思いで書いたものと思われる（資料4、5）。刑法法案はすでに連邦参議院で可決され、5月31日に発効していたから、あとは自己を守り、事態を収めることだけが残されていた。

「内務大臣オイレンブルク宛て文書、1870年6月29日。

『統計局雑誌』1869年号の論文「死刑統計について」に関連して、本年5月3日と6月23日の二つの訓令で提起された問題を解決するために、私は以下のことをきわめて誠実に閣下に報告したい。

かの論文の作成と掲載のきっかけとなったのは、イザーローンの地方裁判所判事ベルナン(Kreisrichter Bernan)からの、1869年8月28日付けの要請文でした。それは、立法政策上の作業に利用したいので、1818年以降に下された死刑判決のうち、執行されたものと恩赦によって変更されたものについて、統計データをお知らせ願えないかというものでした。

統計局がこの要望に応じようとしたところ、次の事柄が判明しました。それは、1856年の『統計局報告集』で公表された報告がいくつかの点で信頼できないものであり、その原因はそのころ統計局には信用ならない資料が届けられていたからというものでした。ところがそれにもかかわらず、北ドイツ連邦刑法法案の提案理由に添えられた「死刑判決に関する付属文書」において、この不正確さが非難がましく言及されました。このとき私はこの機会を捉え、上記のようなきっかけで作られる一覧表と、そこから生じる結論とを、かつての出版物の補完と訂正として雑誌に掲載しようと考えました。そこで私は、ゼミナール員の法律家とヒルツェ博士に、当該論文の準備作業を委託しました。以上はベルナン氏のために用意した資料を送る(本年1月6日)のだいぶ前に起こったことです。そしてその際には、北ドイツ連邦刑法典の制定という国民的な仕事に協力するよにとの、連邦首相氏と連邦大臣にして邦大臣のレオンハルト博士からの一般的な要請が強く意識されていました。

手元にある資料を完璧にするために、私は1869年11月26日に、統計局で欠落している報告、すなわち、国王の裁可を求めて上申された死刑判決の1861-65年分に関する報告について、どのような目的に用いるかを告げたうえで、法務大臣氏に提出を申し入れました。それらはすぐに、1869年12月12日にやってきました。その際には、どのような考えで王国政府が裁可を求めることになるのかということについて、なんらの暗示もありませんでした。そして仕事はきちんと続けられ、終えることができました。そうあらねばならなかったのです。なぜならば、それは雑誌の年度最後の四半期合併号に掲載されることになっていたからです。

以上のようなこの論文の成立史は、それが公表された時期と、連邦議会の刑法法案第2読会において連邦首相氏が死刑に関しておこなった説明が、ほぼ同時であったのは、純然たる偶然だったということ、完全に有効な形で証明しているとみなされてよいでしょう。

この論文が死刑の擁護者の主張を論駁したということについては、論文も、また雑誌の編集者である私も、非難されるいわれはありません。それが公表されたころ、たしかに連邦首相氏は死刑に対するその立場を表明していましたが、連邦参議院はまだ決してその立場を表明してはいませんでした。よしんば、その立場が表明されていたにせよ、第3読会がまだ開かれず、そこで連邦参議院の同意がなされていない限りは、北ドイツ連邦の立法問題は、未解決であるとみなされねばなりません。

このようなたてまえをとることによって、私はただ編集長としては、疑問の余地なく確定している数字を比較するということが、これまで技術的に重要なものとしておこなわれてきたのかどうか、吟味してみたかっただけです。実際にはそれがなされてこなかったという限りにおいて、この論文の著者としては必要な改善を成し遂げたのです。この仕事は、概要を述べ、数字の比較からえられた結論を報告することによって、ただ事実のうえでのみ、正しさを、したがってまた真実を含んでいると、私は今でもなお考えています。この真実が世間の通念に反しているかどうかということについては、統計はいかなる考慮も払う必要がありません。統計はその研究においては、いかなる結論にもひるんではならないのです。そして官庁統計は実に、それが政府の制度ではなく、国家の制度だということを、肝に銘じていなければなりません。

(傍点は引用者) それもそのはずで、それはとりわけ、一連の観察と比較を通じて、これまで真実とみなされてきたものが本当に真実なのか、そうでないのかということについて、確かな基礎を提供するためにこそ、作りだされたものだからです。

『プロイセン統計局雑誌』は、統計的な性格とともに、当然ながら官庁的な性格を持っており、後者の事情は無条件に、既存の国家制度を攻撃したり、誹謗したりするような統計的作業を掲載しないように命じているのだとするならば、私は、活発な議論を展開しているあれこれの論文が罪を犯し、広くそのような目的を果たそうともくろんでいるなどということは、断固として否定しなければなりません。死刑は確かにプロイセンで法的に現存する制度です。しかし法案のなかで犯罪カテゴリーの多くが廃止され、14から2へと減らされているのであれば¹⁴⁾、これもまた現存するものに対する否定的な判断に他なりません。それはちょうど、あらゆる修正法案が現存するものに反対するのと同様です。これに劣らず、告発された論文の叙述では、王国政府の立場に対して必要な配慮が払われていないという非難に対しては、私は以下において、同じように断固として身を守っていいのだということの了解を閣下にはお願いしたいと思います。

閣下が問題とされた第Ⅱ節 a) 項の第2パラグラフの叙述において、私ははっきりと次のことを説明しました。すなわち、この権利は王権の最も価値ある特権であること、しかしながら恩赦数が執行数を2倍も上回る場合には、恩赦が原則になり、法的に確定された刑罰の執行は例外になること、このことは君主とその顧問たちの間では、死刑の実効性への疑いが増大しているのではないかという推測を支持しているように見えること、それというのも、恩赦に際しても君主は公平であることをやめようとはせず、むしろ公平さがこれを許す場合にのみ恩赦を与えようとしているから、ということです。

さらに次の事柄が、この叙述の妥当性に対するあらゆる疑念を私から取り払ったように思います。それは、この論文の校正中に、その間に完成していた上記地方裁判所判事ベルナンの著作(『死刑の廃止』*Die Abschaffung der Todesstrafe*, Berlin 1870)が、私のもとに届いたことです。そこで、とりわけ第3章で、私は思考過程では私とまったく同じだが、表現の穏健さでは私よりもはるかに劣る叙述に出会ったのです。

別に密告したいわけではありませんが、私はこう言ってもいいのではないのでしょうか。つまり、ベルナンの著作はずっと文句をつけられないままであり、その著者は責任を問われなければ、反対に出版直後に地方裁判所支部長(Kreisrichters = Abteilungsdirigent)に任命され、昇進させられているのです。それゆえ、現存態勢に対するこのような見解が法務大臣氏から文句をつけられないのであれば、官庁の雑誌が(例の箇所がいま問題となっているにすぎない)法律学説について、それよりもはるかに穏健な判断を印刷にふしたからといって、その編集について非難されるいわれはありません。

かててくわえて、これまでは役人が死刑の維持に反対を表明しても、不法行為とは決してみなされてこなかったという事情があります。なぜならば、死刑廃止は政治問題ではなく、人道問題だからです。あらゆる部局の役人たちはこれまで、死刑の賛否について処罰されることなく意見を表明してきました。しかも彼らのなかには、王国政府に迷惑をかけるのは最悪の行為だということを、疑う余地なくわきまえている人たちがたくさんいるのです。

そして、連邦で2番目に有力な君主であるザクセン国王ヨハンが、1838年にはまだ死刑の維持に断固として賛成していたのに、1868年に死刑を廃止した領邦議會を解散した際には次

のような言葉を発したのですが、そのあととなつてはこの問題がどうして反政府的な問題でありえましょうか。

『死刑廃止の議決によって、重要な、神の祝福に満ちた一歩が踏み出された。この問題は重大な本質を持ち、良心に深く食い込んでいる。余の決定は、理論的な根拠からではなく、次のことを熟考することでなされた。すなわち、ザクセン国民の性格を考えれば、通常の場合、この刑罰手段なしでもやっていけるということが、広く受け入れられると思うのだが、そうであるならば、これを維持することははなはだ正当でないように見える、ということである。』

国王のこの発言、ならびにこの見解を共有するザクセン選出の連邦参議院議員たち（周知のように連邦副首相フォン・フリーゼン男爵も含まれる）の振る舞いは同時に、第2読会でなされたフォン・ビスマルク伯爵の上記発言が個人的なものにすぎないということを証明しています。連邦議会においても、彼の発言はそのように理解されたにすぎません。ただし、連邦首相の高い地位と、プロイセン王国政府に対する大きな影響力を考えれば、あの発言にはきわめて重大な重みが加わるということは、決して否定しません。私が否定するのはただ、プロイセン王国政府がそれによって、この問題に決着をつける公式の見解を表明したのだという捉え方、しかも政府は、死刑に関して異なる見解を持ち、表明する権利を、役人には以前から認めてこなかったという解釈だけなのです。

以上の説明によって、閣下の訓令（それによれば私は「死刑統計」論文を掲載したことで1861年11月9日の省令に違反したと、責任を問われているのですが）の前提条件が崩れるのなら、私はこの非難自体も根拠がなくなったという期待を抱いてもよいのではないのでしょうか。

最後に、次のことを誠実に報告する義務が残っています。すなわち、私が連邦議会議員に配布した別刷りの費用は、手元の領収証が示すとおり、私が個人的に負担したということです。その配布は、統計局長としての資格でおこなったのではなく（そうする権限は私にはないでしょう）、連邦議会議員の資格でおこなったのです。したがってその際には、当然ながら論文の掲載元を示すような発言はいささかもすまいと気を配りました。

王立統計局長 エンゲル博士（署名）

中近世のヨーロッパには、異端の疑いをかけられた修道僧が、命がけの弁明書を書く習わしがあったという¹⁵⁾。そうした歴史を彷彿とさせる文章ではないだろうか。そう見ると1ヶ月余の時の空白も得心がいくように思われる。この文書をオイレンブルクがどう受けとめて、ビスマルクにどう仲介したのかは不明である。だが、これだけ論理において整然とし、態度において誠実な、さらには心構えにおいて毅然とした弁明に対して、オイレンブルクが理不尽な行動を取ることはできなかつたらう。それどころか、この文書をもってオイレンブルクが基本的に了解したということは、ある程度推察できる。というのは、エンゲルがその後も職にとどまっただけでなく、内務省保管文書のなかに、その後この件をめぐる文書のやり取りをした形跡が認められないからである。エンゲルはロゴスの闘いに勝利したのであった。

しかしながら問題はビスマルクであった。どのようにエンゲルの文書またはその要旨が示されたかはわからないが、ビスマルクの怒りは容易には鎮まらなかつたらう。閣議の折など二人が接触する場で、オイレンブルクはビスマルクから、エンゲルの責任追及さらには罷免をしばしば

せつつかれたにちがいない。そのときオイレンブルクは、この文書への納得をもってエンゲル擁護の立場に立ち、それを貫いたであろうことも、ほぼ推察がつく。このような推察を許す数少ない証拠が、エンゲル釈明書1ページ目にオイレンブルクが書き込んだ添え書きである(資料4)。そこには例のオイレンブルクの筆跡で、次の短い文章が書かれていた。

「この問題は、私が枢密上級顧問官(GORR)エンゲルに対して、本日口頭でおこなった叱責によって解決した。よってこの文書に書き加える。

1871年5月9日 Ez(署名)」

この文章はビスマルクの了解なしには書くことができない。言い換えれば、オイレンブルクはビスマルクとのやり取りを通じて、エンゲルを叱責する代わりに向後不問に付すという、いわゆる「手打ち」にまでもっていくことに成功したということを物語っている。そこにいたるまでに1年の歳月を要するほど、ビスマルクの怒りは大きかったとみななければならないのではないだろうか。

このようにして、エンゲルは何度目かの危機を乗り越えることができたのであった。

注

- 1) 太田和宏「ザクセン統計局時代のエンゲル」、『北海学園大学経済論集』第60巻第3号、33ページ。
- 2) 太田和宏「統計学セミナーの開設」、『北海学園大学経済論集』第62巻第3号、10ページ。
- 3) 太田和宏「エンゲルによるプロイセン統計局の革新」、『北海学園大学経済論集』第62巻第2号、96ページ。
- 4) E. Engel, Zur Statistik der Todesstrafe, in: ZPSB, 10/11/12, 1869, S. 410-420.
- 5) 北ドイツ連邦の成立とその政治的構造については、さしあたり、大西健夫「北ドイツ連邦の連邦主義構造」、『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』第19号、2009年、参照。
- 6) *Stenographische Berichte über die Verhandlungs Reichstags des Norddeutschen Bundes*, 12. Sitzung den 1. März 1870, S. 129-131.
- 7) *Ibid.*, S. 136.
- 8) 太田和宏「ザクセン統計局時代のエンゲル」, 39ページ。
- 9) 同上, 39ページ。
- 10) 太田和宏「エンゲルによるプロイセン統計局の革新」, 96ページ。
- 11) 以下、5月3日の訓令については、Eulenburg an Engel, 3. Mai 1870. Das Geheime Staatsarchiv PK, I, Rep. 77. Tit. 536, Nr. 23, Bd. 1, 51-53.
- 12) Eulenburg an Engel, 23. Juni 1870. Das Geheime Staatsarchiv PK, I, Rep. 77, Tit. 536, Nr. 23, Bd. 1, 65.
- 13) 以下、エンゲルの釈明書については、Engel an Eulenburg, 29. Juni 1870. Das Geheime Staatsarchiv PK, I, Rep. 77, Tit. 536, Nr. 23, Bd. 1, 70-75.
- 14) 1851年のプロイセン刑法典では、死刑が適用されうる処罰行為を5つの上級概念と14のカテゴリーに分類した。14の中には決闘のルールに従わない殺害、未婚の母以外による嬰兒殺し、その共犯、児童および寄る辺なき者の殺意ある遺棄(以上は殺人と故殺で処理された)、その他に林務官に対する抵抗というものもあった。これらが殺人と故殺の2項目に縮小・整理された。(E. Engel, Zur Statistik der Todesstrafe, S. 410)
- 15) 大江健三郎・古井由吉『文学の淵を渡る』新潮社、2015年、166ページ。

資料1. オイレンブルクからエンゲルあての訓令 (1870年5月3日) (その1枚目)
左手やや上に太字で Zur eigenhändigen Verbesserung (自筆による修正のために) とあり、実線と署名が記されている。

Prakt. des 3^{ten} ^{Ma} April 1870. 51
 Off. I. N. 2136.
 I. A. 3729. 00. H. 1. Aufl.
 Post!

an
 den Königl. Preuss. Ober-Regierungs-
 Rath und Director des Königl. Preuss.
 Gen. St. Engel
 Hauptquartier.

Zur eigenhändigen Verbesserung.

I. g. 1417
 mit 20
 accept. d. d. 4/5. H.

gen
 2. 23. 70
 I. A. 3730.

In dem die Mitte des Monats länger
 angegebenen Teilen der Zeitungs des
 Königl. Preuss. Staats: 19. September
 1869. Nr. 10, 11. und 12. befindet sich auf
 410 bis 420 ein „für Königl. des
 Königl.“ betitelter, mit der Aufschrift
 unter Aufsatz, dass nach dem
 dieses geht, zu dem Zweck des
 Königl. mässig gesammelten
 dieses Grunde für die
 Königl. festzustellen, und
 die im Verhältnisse des
 betreffenden
 auf einen
 Meinung zu bekräftigen,
 die Durchführung derselben
 möglich ist.

資料2. オイレンブルクからエンゲルあて訓令
 3 ページ目末尾から、4 ページ目にかけて。
 きわめて厳しい調子で書かれている。

~~Sie darf es nicht erwarten, dass die aus
 unangenehmen Besuchen und Besuchen sich
 in solchem ^{so sehr} ~~so sehr~~ ~~unangenehm~~ ~~besuchen~~ ~~sich~~ ~~in~~
 über die ^{für die} ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~
 für die ^{für die} ~~für die~~ ~~für die~~ ~~für die~~ ~~für die~~
 kann man sich, ja nicht erwarten, dass die~~

~~bestehen. Sie wird vielleicht, und ich ^{mir} ~~mir~~
 glaube ~~glaube~~ ~~glaube~~ ~~glaube~~ ~~glaube~~
 darüber, dass Sie in die ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~
 darüber, dass Sie in die ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~
 darüber, dass Sie in die ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~
 darüber, dass Sie in die ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~
 darüber, dass Sie in die ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~ ~~über die~~~~

資料3. オイレンブルクからエンゲルあて訓令
最終5ページ目と署名

53

Ich bin zu wiederholmal auf im vor
 liegenden Falle, ^{das ist} ~~per se~~ ^{aber} ~~zu befehlen, gelassen ist~~
~~in dieser Angelegenheit nicht möglich~~
~~weil ich über die weiteren Verhandlung~~
~~weil~~
~~gleichzeitigen Verhandlung möglich war,~~
~~erstlich die Punkte~~
 Auf dem 2ten Punkt, ⁱⁿ ~~den~~ ^{den} ~~weiteren~~ ^{weiteren} ~~Verhandlung~~
 Punkten geht es um, wie Sie die Punkte
 stellen mit Rücksicht auf die Ausführung
 der auf Ihre diesjährige Stellung verfertigten
 zu können werden, und erwarte
 Ihre Antwort dabei zugleich eine Angabe über
 die Kosten der in dem folgenden Aufsatze
~~zu über die Art, in welcher die Kosten für~~
^{das} ~~die~~ ~~verfertigten~~ ~~Arbeits~~
~~werden sind:~~
 Der Herrschaften des Jahres.
 E. S.

Verhandlung auf mit
 Rücksicht darauf, daß
 für es die Verhandlung
 der Aufsätze an die Schrift-
 liche Mitglieder war an-
 derord. Ich bin folger, um
 eine Erklärung, wie Sie
 diese Punkte

資料4. エンゲルから、オイレンブルクあての釈明書(1870年6月29日)(その1枚目)
 左手にオイレンブルクの筆跡で、「本日口頭でおこなった叱責によって解決した」とある。
 日付に注意。

Leutau, den 29. Juni 1870
70

Nr: 30 Juni 1870 Ober.
C. B. Lot 3731.

Ad
Herrn K. K. B. Richter.

dem Königl. Minister und
Minister des Innern
Herrn Grafen von Eulenbergh
Freiung
Leutau

Vorliegend

da Angabenzettel ist dem
nach Abgang, welche ist
dem Herrn Engel für den
mündlich gemacht Jahr, 21.
Ludwig. Jahre
zu den Kosten.
B. 9 Mai 1871.

gestempelt
g. 5.
gestempelt
K. K. Richter

die Rechnung, welche ich
nach dem letzten von
3. Mai und 23. Juni 1870 (C. B.
2136 und 3270), den Auftrag, zur
Statistik der Totalsteuer in der Zeit
hinf. der statistischen Zeitraum, Jahr
1869, betreffend, ganz genau
Anzahl der zu bezeichnen.

Der Auftrag zur Herstellung und
Ausfertigung eines Auftrags ist der
Auftrag der Kreisverwaltung Bernau in
Hofen vom 28. August 1869 und
Schlichtung, statistischer Daten über die
seit 1818 gefallenen, bestätigten und
mit Quantumszahl eingerechneten der
Steuern, welche Bestimmung für

資料5. エンゲルから、オイレンブルクあての釈明書(1870年6月29日)の最終12ページ目とエンゲルの署名

Aus der Verzweckung, welche die
 Bedingung dieses und jenes Abzweckung
 aus der Zweckmäßigkeit hervorgeht,
 ist, von mir, wie die folgenden Beson-
 derheiten zu beweisen, ganzlich
 getrennt worden sind. Diese Ab-
 weichung habe ich nicht in meiner
 Eigenschaft als Director des stati-
 stischen Bureau's (wie mancher sie
 mir nicht zuschreiben würde), sondern
 nur in der des all. Reichstags, eben-
 gleich bewirkt, und ich habe mich
 bei jellig den Absichten bekräftigt,
 jede unparteiische Darstellung der
 Quelle der Aufstufung zu unter-
 suchen.

|

Der Director des Königlich-statistischen Bureau's.
 Engel.